

# 令和8年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 令和8年2月18日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時06分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂  
同職務代理者 久保 洋子  
委 員 壺内 明  
委 員 谷部 憲子  
委 員 井口 信二  
委 員 田中 健

## 議場出席委員

・教育次長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教育総務課長	羽田 颯	・学校施設課長	川端 嘉彦
・学校施設整備担当課長	加藤 義人	・学務課長	大倉 義雄
・教育指導課長	杉山 茂	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	松井 美貴子
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	宮木 亮
・生涯学習課長	土居 真喜	・生涯スポーツ課長	張替 武雄
・中央図書館長	香川 幸博		

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壺内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、令和8年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壺内委員にお願いいたします。

まず、本日傍聴の申出はございませんけれども、本日の議案第13号及び報告事項等8につきましては議会の議案に関する案件のため、議案第14号につきましては特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利・利益を害するおそれや公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第13号及び第14号、並びに報告事項等の8につきましては、非公開といたします。

本日の議事の進行ですが、議事日程を変更し、まず非公開案件について上程及び報告を受け、その後、議事日程に記載の順序で進めてまいりたいと思います。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が2件、報告事項等が8件でございます。

それでは、まず議案第13号「葛飾区立道上小学校外構整備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** それでは、議案第13号「葛飾区立道上小学校外構整備工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、ご説明いたします。

「提案理由」としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目に提出議案を添付してございます。内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、右上に「参考」と記載している資料をご覧ください。葛飾区立道上小学校外構整備工事請負契約締結についてご説明いたします。

1 「工事の目的」でございます。改築を進めております道上小学校につきまして、外構整備工事を行うものでございます。

2 「契約の概要」でございます。(1) 「工事件名」は、葛飾区立道上小学校外構整備工事でございます。(2) 「工事箇所」は、亀有四丁目35番1号でございます。(3) 「契約の方法」は、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。予定価格、5億6,028万5,000円に対しまして、契約金額は5億5,756万8,000円でございます。(6) 「契約の相手」は、新小岩四丁目24番11号の株式会社佐藤工務店でございます。(7) 「工期」は、契

約締結の日の翌日から令和9年2月26日まででございます。

3 「工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

4 「参考資料」としまして、案内図を別紙1のとおり、配置図を別紙2のとおり、それぞれ添付してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第13号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第13号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第14号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会への調査の要請について」を上程いたします。

議案第14号「葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会への調査の要請について」

— 非公開 —

○教育長 次に、報告事項等の8「専決処分（契約変更）の報告について」の報告をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、「専決処分（契約変更）の報告について」の説明をいたします。

1 「専決処分事項」及び2 「件名」は、小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約の変更でございます。

3 「契約の相手」方は、株式会社山溪緑地でございます。

4 「変更内容」ですが、（1）変更前契約金額、2億3,639万円に対して、（2）変更後契約金額は2億4,508万9,900円。869万9,000円の増額となります。

5 「変更理由」ですが、（1）照明設置に当たり支障となる地中埋設物が確認されたため、電線の敷設箇所を変更したほか、雨水の排水方法を見直し、U字溝の設置を追加したこと。（2）当初設計で想定していた雨水排水部材について、契約期間内に調達することが困難となったため、同等品に変更したこと。（3）近隣住民から要望を受け、工事車両乗入時における公園内及び公園周辺の安全をより一層確保するため、交通誘導員を増やしたことであります。

6 「専決処分年月日」は、令和8年1月23日でございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わります。

以上で、非公開とした案件を終了いたします。

それでは、次第の順に戻りまして、報告事項等の1「令和7年度葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、私から「令和7年度葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」説明申し上げます。

令和7年12月24日に開催いたしました葛飾区奨学資金選考審査会における選考の結果、下記のとおり採用候補者を決定いたしましたため、報告するものでございます。

1「対象者・募集人数」でございますが、記載のとおりとなっております。

2「応募状況」でございますが、(1)にございますとおり高校等進学予定者につきまして3人の応募があったところでございます。なお、右側の括弧書きにつきましては、昨年度のものを記載してございます。以降同様でございます。

3「採用候補者の決定」でございます。こちら学業意欲及び人物、収入状況等につきまして、総合的に判断をいたしまして、(1)記載のとおり応募者3人全員を採用候補者としたものでございます。内訳につきましては(3)及び(4)に記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 公立高校進学希望者が今年度から無償化され、来年度の4月から、公立・私立問わず完全無償化がスタートするのではないかと思います。そういう意味で、応募者がかなり少なくなっているのかなと感じています。今後、この奨学生の募集のやり方ですが、どのような見通しを持っているのですか。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 今、委員からもお話しございましたとおり、公立、私立につきましても高等学校授業料が実質無償化の動きを受けまして、近年、応募者につきましては減少傾向にあるところでございます。しかしながら、例えば、貸付けの基準を生活保護基準の1.5倍にすることで、就学援助に該当しない世帯も利用できる制度として設定していたりですとか、東京都で実施している制度との申請時期や入学準備金の有無といったところの差別化を図っているところでございますので、こうした形で続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 様々な経済的負担があるだろうと思いますが、募集人数が50名というのはちょっと多過ぎるのかなという感じですので、今後どのようにやっていくのか検討を加えながら、本区の奨学生としての方向性をまた出していただければうれしいと思います。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の1を終わります。

続きまして、報告事項等の2「葛飾警察署による旧木根川小学校での救出救助訓練に伴うアスベスト含有建材破損への対応について」の報告をお願いします。

学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、報告事項等の2「葛飾警察署による旧木根川小学校での救出救助訓練に伴うアスベスト含有建材破損への対応について」のご説明をいたします。

令和6年度末に東四つ木小学校へと学校統合し、現在解体中の旧木根川小学校の校舎におきまして、昨年8月12日に葛飾警察署による救出救助訓練が実施されました。その際、葛飾警察署が誤ってアスベスト含有建材を破損させたため、区が解体工事の着手に向けまして、アスベストの清掃処理を実施しました。それに係る損害賠償についての葛飾警察署との協議の経緯及び弁償金額につきまして、ご報告を行うものでございます。

1「概要」、(1)「経緯」でございます。訓練では、壁や扉を破壊する内容でしたので、事前に区が葛飾警察署による破壊予定箇所を確認しまして、葛飾警察署がアスベスト含有箇所を破壊しないことを条件として区は承諾し、実施したものでございます。

しかしながら、訓練当日の朝、壊す箇所を区と警察署で指差し確認をした上で、訓練を開始しましたが、警察署は誤ってアスベストを含有する教室背面の掲示クロスを破損させました。

次に、(2)「破損に至った原因」でございます。まず、前提としまして、事前に区は警察署に破壊を希望する箇所を確認し、その中にはアスベストを含有する箇所があったため、その部分を破壊しないよう、双方で確認をいたしました。

しかしながら、警察署は誤った破壊箇所を訓練参加者に指示し、アスベスト含有建材の破損に至りました。

続きまして、資料の2ページ目をご覧ください。(3)「破損後の経過」でございます。事案の発生後、破損した教室及び前面廊下をビニールシートで養生し、立入りを禁止いたしました。その後、令和7年9月25日に、環境測定を実施の上、アスベストの清掃作業を行うとともに、原状復旧をしたところでございます。

なお、当該アスベスト含有建材、すなわち掲示クロスの接着剤につきましては、発じん性が比較的低い「レベル3」に該当するものでありまして、清掃作業の前後の環境測定におきまし

て、空気中からアスベストは検出されておられません。

続きまして、2「損害賠償」でございます。区は、当該破損に係る清掃及び環境測定作業における費用及び遅延損害金に関わる損害賠償につきまして、葛飾警察署と協議を行いまして、弁償金 65 万 8,012 円につきまして、今週金曜日に葛飾警察署により支払われる予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はいかがでしょう。

久保委員。

○久保委員 参考までにお聞きしたいのですが、これから学校の建て替えも、教育委員会の所管するいろいろな公共施設も含めて、区が所有する公共施設もこういうことが起きないとも限らないわけです。人的な被害はまさに今すぐ体感できるものではないのですけれども、お金で解決できるものでもないと思いますので、こうした事故を今後繰り返さないためにも一定の調査をしたときに、ここにアスベストがあるという可能性があるという場合は、何か、簡単に言えば目印をつけて覆いをするとか、区としては実際に自分たちが手をかけるわけではなく、業者の方に頼むわけなので、そこの連携が一つでも漏れるとこういうことが起きてしまうわけですから、何か共通のこういうことを防ぐためのルールを、今回のことをきっかけにつくっていただき、また提案をしていただいて、ほかの所管でもこうした工事に二度とこういうことが起こらないよう、またその工事に従事された業者の方にもお金で解決できることではないことであることの重大さを鑑みて、対策を練っていただきたいと思っておりますけれども。

今後の取組みに対して、どういうふうにお考えでしょうか。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 委員のおっしゃるとおり、こうした訓練におきましては、今後、事前に十分な確認をした場合でも、アスベストを飛散させてしまう可能性があり、絶対に起こしてはいけない事案だと思っております。

今回事前に図面などの資料により、壊したい箇所を双方でまず指差し確認し、さらに当日も指差し確認をして訓練に臨んでもらいました。今後は、目印というお話もありましたけれども、事前に2回指差し確認をした上でも、実際に起きたという事実を今後訓練する方々に伝え、より意識を高めていただいて、学校のそういった工事の中での訓練事案だけでなく、場合によっては、ほかの公共施設の同じような訓練が仮にあった場合には、そういったところにもこうした事案を共有して、同じことがないように。それから従業員の方の安全というところを考えていきながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○久保委員 よろしくお願いたします。

○教育長 井口委員。

○井口委員 学校の改修工事とか耐震補強工事なんかで、よくやるときにかなり慎重に区も、それから建築業者もアスベストに関してはずっと進めてきたと思うのです。今まではこういう事故は起こってきていないのではないかなと思うのですけれども、今回、救助者を想定した訓練による破壊というのは、建築業者ではなく警察が行ったのですよね。

○学校施設整備担当課長 はい、そうです。

○井口委員 ということは、建築業者であればかなり慎重にやったのだけれども、建築の専門家でない警察がやったことによって起こったことなのかなという気がするのです。今までなかったことですが、もし、これからこういうことが想定される場合、区としても建築業者に依頼するのはまた一段階違った注意喚起をしたほうがいいのではないかなと思います。

○教育長 ご意見ということでいいですか。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項等の2を終了します。

続いて、報告事項等の3「令和7年度『かつしかっ子』賞の表彰について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 「令和7年度『かつしかっ子』賞の表彰について」ご説明いたします。

1「表彰の趣旨」でございますが、幼児・児童・生徒の自己肯定感を高める取組みとして「かつしかっ子」宣言の五つの項目に当てはまる優れた行為・活動をした幼児・児童・生徒を表彰するものでございます。

「表彰基準」につきましては、5点ございまして、人のためになる活動を行うなどして、他の子ども等の模範となった者。また、福祉活動、奉仕活動等、地域における活動を継続的に実践した者。また、人命救助又はこれに類する行為を行った者。また、スポーツ・文化活動において優れた行為・活動を行った者等々、5点の表彰基準でございます。

小学校は22名ございまして、1ページから5ページまでご覧いただければと思います。また、中学校につきましては5ページから12ページございまして、44名、表彰するものでございます。

12ページをご覧ください。12ページの下の部分でございますが、「表彰式」でございます。令和8年3月18日水曜日、午後4時から午後5時30分まで、「会場」として総合教育センター体育館で表彰式を行うものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 「かつしかっ子」賞の表彰、大変うれしいですが、全部の小学校から、1人は出してもらいたいと思います。学校からのご推薦だと思うのですけれども、頑張っていた子は

どの学校にも絶対にいるはずですので、複数出しているところもありますが、中学校はざっと数えるとほとんどあるのかなと思うのですけれども、小学校は学校数からすると少ないかなと思いますので、全部の学校から出してもらうぐらいの意識でいてほしいです。受賞したことで何かがあるというわけではないですが、本人の次につながるかなと思いますので、本当にこれからの人たちを育てるという意味で、大いにこういったことも活用して、自己肯定感を高めるようにしていただきたいと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 昨年度も同じ指摘をいただきましたので、今年度は過去3年間表彰を受けていない学校に対して担当から連絡をいたしまして、表彰できないかという話をさせていただきました。小学校29校のうち、7校から推薦を出していただきまして、中学校は2校のうち1校出していただいたというところでございます。

まだまだ足りないところがございますので、来年度も引き続き、しっかり校長に呼びかけたと思っております。

以上でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 谷部委員さんが言いましたように、小学校22名というのはちょっと少ないですね。珍しく中学校44名と多いということで、こういうことの子どもたちが表彰されるということは自分の自信にもなりますし、自己肯定感を高める一つの絶好の機会であるのです。そういう意味で、小学生もどんどんやってほしいなと思います。

それから、表彰基準です。1番から5番まであるのですが、ないのが(3)と(5)ですか。この(3)は別として、(5)の各号に規定するもののほか、葛飾区教育委員会が認める者ということで、その他の者だと思うのですが、例えばどういうのがありますか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 (5)につきましても、今年度につきましてはゼロというところがございますので、来年度につきまして、そういった認めるところをしっかりと励ましていきたいなと思ってございます。

○壺内委員 葛飾区教育委員会が認めるものの事例については何かありますか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 例えば、教育委員会でスポーツや文化で活躍している小・中学生をこちらでピックアップさせていただきまして、学校で推薦できなかった子どもをしっかりとすくっていくというところがございます。

以上でございます。

○壺内委員 学校でその他の項目で表彰したいなという子どもさんが恐らくいると思いますので、その辺も働きかけてみてください。よろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 確認です。特に、学校単位で何名までとかいう基準を設けているわけではなく、絶対評価と言いますか、推薦が認められれば表彰するという方針でよろしいでしょうか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 学校単位というような基準というのはございませんので、たくさん推薦してほしいというところでございます。

○田中委員 承知しました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終了します。

続きまして、報告事項等の4「令和7年度葛飾区『優秀な教員の表彰』について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 報告事項等の4「令和7年度葛飾区『優秀な教員の表彰』について」ご説明いたします。

「表彰の趣旨」でございます。本区の教育の発展に貢献をし、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な教員の功績をたたえ、これを表彰するものでございます。

「推薦区分」としましては、教育研究に関する発表者、また教育方法の指導・改善で顕著な功績があった者、また部活動等で優れた実績を上げた指導者、そして葛飾区教育委員会が設置する委員会に貢献した者等々でございます。

「表彰者」でございますけれども、小学校が8名、中学校が1名、計9名でございます。

3ページ目をご覧ください。「表彰式」でございますけれども、令和8年3月6日、午後3時半から4時半まで、青戸地区センターの多目的ホールで実施いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 小・中学校の数の問題が先ほどから出ていますけれども、小学校で8名で中学校1名ですね。小学校が全部主任教諭で、中学校が主幹教諭1名となっていますけれども。今年、中学校のいろいろな研究発表とかの様子を見ていると、推薦区分の(1)、(2)で活躍されている先生方、まだまだいらっしゃるのではないかなと感じられるのです。励みになることなので、もう少し中学校の校長先生に掘り起こしていただいて、推薦していただければとい

うのが1点。

それから、小学校は全員主任教諭ということで、2地区2校目の先生方だと思うのです。ということは、ちょうど今、異動の時期なのですけれども、表彰されるような優秀な教員を確保してくれているのかなという見方もできると思いますし、他区から異動で引き受けた人材を主任に昇任させたり、育成したりというのを各学校の校長先生たちが頑張られている成果とも取れるのではないかなと思うので、その辺については校長先生方にも、ぜひ、引き続きということでお話いただければいいと思う。これが2点目です。

3点目は、教育委員会としては魅力ある教育施策を行って、例えば、今、頑張っている校舎の建て替えや改修のようなよりよい教育環境の整備や、働き方改革の推進、あと目玉になるのは、水泳指導の温水プール化ですか。これが、区内全体で実施されるようになると、教員としてはかなり魅力的な部分もあると思うので、教育委員会として魅力ある教育施策を進めていくことが大事だなというのを、これを見て感じました。

以上です。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず1点目の、中学校の教員でございますけれども、おっしゃるとおり研究発表会で相当頑張っている教員も、研究主任等がいますので、来年度に向けてそういった教員を焦点化し、表彰できるようにしていきたいなと思ってございます。

また、2点目の小学校の主任教諭等々でございますけれども、葛飾区で働いてよかったというところで、しっかりそういったところも表彰できるような形で、校長にも呼びかけていきたいなと思ってございます。

また、3点目につきましては、屋内温水プール等の、葛飾区として魅力ある施策をこれからもしっかり打っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○井口委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 私から、質問を2点ほどさせていただきます。今、井口委員からあったように、やはり先生にとって励みになると思うので、続けていただければと思っております。推薦区分(1)から(5)を記載していただいています、この後の話にあるのですけれども。部活動の地域展開というところで、(3)の基準が今後変わってくるのかなと思ったのですが、その辺りについて教えていただきたいなと思います。すなわち、先生にとって、学校としての方針の取組みから地域と連携して、地域に展開していくというところで、先生の評価の仕方というところと、地域にも貢献していた方がいると思うので、そういったところが表彰対象になったりする

のかなと思ったので、1点目の質問です。

もう一つが、この推薦区分にないところで、コミュニティ・スクールもありますけれども、地域と学校がより連携していく、強度が高まるかなと認識しております。直接の学校活動ではないのですけれども、土日や終業後の時間を使って地域に入らせていただいている先生ですとか、あとはいろいろな情報をキャッチアップして、自己研鑽を図られている先生がいらっしゃると思います。そういう先生に対しても、何か励みになるようなものがあるといいなと思ひまして、そういうことのご検討の可能性はあるかというところの質問2点でございます。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、(3)の部活動につきましては、今後、地域展開が予想されますので、教員としての表彰でございますので、連携をしっかりと図っていくというところで、また今後どういった基準ができるかどうか見直しを図っていきたいなと思ひてございます。

それからまた、地域との連携ができる教員ですけれども、区分の(5)ですね、推薦するよう校長にも呼びかけていきたいなと思ひてございます。

以上です。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 (3)の部活動等なのですけれども、この後方針のところでもご報告しますが、全ての部活動を地域展開するということは、現在、考えてございません。地域連携と地域展開をどのような組み合わせでやっていくのが、生徒や教員にとって効果的なのかということとはこれからもまだまだ研究する必要がある、そうした中では部活動というのは絶対になくなるということではないと考えてございますので、ここについては展開の次第でまた考えていきたいと思ひます。

以上です。

○教育長 壺内委員。

○壺内委員 今、田中委員がおっしゃったように、部活動関係、葛飾区は23区でも部活動が盛んな区でありまして、全国大会や地方大会に多く出場しています。そういった中で、校長さん方がもう少し頑張って、中学校の教員を励ましていただいて、先生方にとっては将来の教職生活を支えていく滋味になりますし、葛飾にとっても宝でございますので、ぜひ広げていただきたいなと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ご指摘ありましたとおり、部活動で活躍している主幹教諭、主任教諭が葛飾区で働けてよかったと思えるような形で、表彰をしっかりとしていきたいなと思ひてございます。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の4を終了します。

続きまして、報告事項等の5「令和7年度プログラミングコンテストの実施結果について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 それでは、「令和7年度プログラミングコンテストの実施結果について」のご説明をさせていただきます。

1「概要」でございます。区立小・中学校及び保田しおさい学校の児童・生徒を対象として実施いたしましたプログラミングコンテストについて、このたび、その入賞作品が決定しましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

まず、2「区立小学校及び保田しおさい学校」の結果でございます。（1）「目的」でございますが、小学5年生のプログラミング教育で児童が作成したプログラミング教材「e m b o t」の作品を表彰することで、児童のプログラミングに対する関心や自己肯定感の醸成を図るとともに、区立小学校及び保田しおさい学校におけるプログラミング教育を推進することを目的に、例年「葛飾区 e m b o t プログラミングコンテスト」として実施をしているところでございます。

なお、実施に当たりましては、プログラミング教育の連携に関する覚書を結んでおります、株式会社タカラトミーと株式会社 e - C R A F T の協力の下、実施をしております。

次に、（2）「応募総数」につきましては、28校65作品でございました。次の（3）「入賞作品」でございますが、まず各学校から2作品程度を募りまして、その中からプログラミング力、アイデア力、工作力、表現力が優れているものを表に記載のとおり、9作品、入賞作品として決定したものでございます。

次のページをご覧ください。次に、「区立中学校」の結果でございます。まず、（1）「目的」でございますが、昨年度から中学校へ統一教材として導入しております「L i f e i s T e c h ! L e s s o n」、こちらにつきましてはプログラミング言語を用いてWebサイトを制作する教材でございますが、こちらを使用した作品を表彰することで、生徒のプログラミングに対する関心や情報活用能力を育成するとともに、中学校のプログラミング教育の推進を図ることを目的として、コンテストを実施いたしました。

次に、（2）「応募総数」につきましては、5校9作品でございました。

次の、（3）「入賞作品」についてですが、こちらにつきましては「身の回りの問題を解決するためのWebサイトを作成しよう！」をテーマといたしまして、問題発見力、情報設計力、表現力が優れた作品を、表に記載のとおり4作品、入賞作品として決定したものでございます。

最後に、4「その他」でございますが、表彰につきましては、3月中旬頃に学校を通じて入

賞者へ賞状及び副賞を授与いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

**○田中委員** ご報告ありがとうございます。先ほどこの優秀賞の作品を見させていただきまして、もちろんすばらしい作品だと思いました。この小学生の部門、ラーメン屋の店主というところは、このロボットプログラミングで麺を後ろに投げ上げる。恐らく、プログラミングというコンピュータの中の世界と、実際に物理的なものを投げるという行為が一致しないとうまく行かないので、いろいろ試行錯誤してつくられた作品かなと思います。

一方で、中学校はさすが中学生というところで、テーマもそうですし、見せていただいたサイトですと、文字を読み上げるアクセシビリティの機能ですとか、多言語に対応しているところすとか、恐らく葛飾区もそうですけれども、実際のホームページとかのお仕事でつくるときも、こういうのを求められてくるので、理解されてつくられているというので、情報処理技術、情報処理の知識を生かした作品かなと思って、優秀な作品だと思いました。

質問で、評価基準というところで、恐らくものをつくる前段で、どういったものをつくるかという最初の要件と言いますか、企画という部分から設計をして、そして実際にものをつくってテストをするという工程に行くかなと思うのですが、実際につくる前の設計のところ、これがいかに自分でつくりたいものに近づけるかというところが作品の良し悪しを決めるかなと思っていますし、そのものづくりの工程を教えるというところも重要かなと思っております。そういう観点での評価というのはされていらっしゃるのでしょうか。

**○教育長** 学校教育推進担当課長。

**○学校教育推進担当課長** ありがとうございます。作品をつくる際、設計と言いますか、その整理につきましては、中学校については問題発見力、情報設計力、表現力の3つを評価基準としており、その一つの柱がまさに設計力という形にしております。

また、特に中学校については、かつしかチャレンジプログラムのプログラミングコースでも、この同教材を使っております。その際はメンターの大学生から最初に自分で身近なテーマを見つけようということ案内した上で、どういうふうに表現したらいいかというのを分かりやすく設計をしやすいような形のアドバイスをしながら、作り込みをさせていただいております。中学校ではそういった取り組みを中心に行っているところです。

小学校につきましては、基本的には5年生の授業の中で、教育的な教材としてe m b o tを使うところまでは統一をしているのですが、どういった指導でe m b o tをつくらせ、どう評価するかというのは、学校に委ねている部分がありまして、学校によって設計の指導の仕方というのは様々かなと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。子どもの成長段階によって設計の重要さというところを指導されているのかなと理解いたしました。

今、AIプログラミングというのも流行ってきて、パイブコーディングと言われるものでは、思いつきで入力したものについてAIが勝手にコードをつくってくれます。動くものはつくるのですけれども、やはり中身、構造を理解していないと、その後何か修正したり追加したりしようといったときにぐちゃぐちゃになってしまうということがあるので、改めて設計の力は大事なかなと私としては理解をしております。

なので、子どもたちにもAIに頼るだけではなく、AIを使いこなすためにそういう部分は必要だなというのも教えられるといいなと思いました。

○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わります。

続きまして、報告事項等の6「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（案）等について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から報告事項等の6「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（案）等について」ご説明いたします。

葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（案）と令和8年度取組予定の説明をいたします。

1「方針（案）について」ですが、12月の本委員会に報告した後、国及び都がガイドライン等を改訂したことから、素案の一部の内容を修正するものでございます。（2）「変更点」でございます。1枚おめくりいただき、別紙をご覧ください。まず、方針（案）の1ページ目の位置付けでございますけれども、国の部分に令和7年12月に新たに公表されました部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを設置してございます。

次に、2「公立中学校の部活動を取り巻く現況」の（2）「国の動向」でございますけれども、これまでの総合的なガイドラインは、スポーツ省及び文化庁が作成したものでございますが、先ほど申し上げたとおり、文部科学省が新たにガイドラインを策定したため、その内容を追記してございます。また、（3）「東京都の動向」の網掛部分につきましては、昨年12月16日に開催された東京都の有識者会議で示された推進計画骨子（案）について追記したものでございます。なお、国や東京都が示したガイドラインや計画につきまして、本方針の素案の方向性が変わるものではございませんので、その部分だけ追記した内容となっております。

この修正をした方針（案）につきましては、別添として方針（案）でまたまとめてございま

すので、ご覧いただければと思います。1 ページ目にお戻りください。次に、「令和8年度の取組予定について」でございます。令和8年度の予算成立が前提ではございますが、先ほどの方針（案）に基づく取組みを推進していきたいと考えております。

まず、（1）として新たな協議会を設置いたします。現在の協議会は、方針策定検討協議会であり、方針策定までの時限的な協議会でございます。令和8年度以降も方針案に基づく、地域連携・地域展開を進めていく上で、方針策定にご協力いただきました関係団体と引き続き情報共有や意見交換をする場を設置する必要があるため、新たな協議会を設置する予定でございます。

（2）「地域連携」につきましては、引き続き配置充実等を図ってまいりたいと思っております。

2 ページをご覧ください。（3）「地域展開」では、令和8年度のモデル事業として、単独校では今年度の新宿中学校で実施してございますが、来年度は水元中学校で実施していく予定でございます。合同校につきましては、今年度に引き続き中川中と四ツ木中で同じ種目を予定してございます。なお、単独校の水元中学校の実施種目につきましては、現在、スポーツ協会、学校、教育委員会で調整をしてございますが、おおむね新宿中学校と同様の7種目程度を想定してございます。

また、最後になりますが、契約の相手方は、今年度と同様に一般社団法人葛飾区スポーツ協会を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等はいかがでしょうか。

田中委員。

○**田中委員** ご報告ありがとうございます。先日2月6日に、全国から教育委員や教育長が集まる市町村教育委員会に私も参加してきました。まさにこの部活の地域展開がテーマでございました。様々な地域の事情があり、様々な歴史や経緯があり、いろいろ各地域が試行錯誤して、何とかしようとしている状況がうかがえまして、葛飾区においてもいろいろな背景、ステップが要る中でご検討いただいている、ご苦労をお察ししております。ありがとうございます。

一方、改めて確認なのですが、私の調べたところによると、先ほどの幾つか前の報告の中で、学校の部活動をなくす予定ではないですよという補足を頂いたかなと思って、そういう理解の下なのですが、実際、教員の方もアンケートによると10%から20%の方が部活動の指導をしたいというところで教員になられているという方がいらっしゃる、生徒・子どもたちが学校を選ぶ基準も自分のやりたい部活があるかどうかにあるというところで、完全に移行していくよりは、学校の運営と密接に結びついている活動なのかなと理解しております。そういった中で、とはいえ学校の教員の負担を下げる必要性や、学校が少なくなっていくとい

う中で、どういうふうにも部活動を継続させていくかというところでの、こういうバランス感を見ながらの地域展開だと思うのですけれども。

改めて、学校で残す部分であったり、地域展開する部分、その辺りの考え方と言いますか、大事にしている部分があればお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 まず、部活動につきましては、別添でついている方針のところの16ページに、基本方針というところが載っております。その中では、「生徒の多様な活動機会を確保しつつ、教員の働き方改革を推進するため、部活動における地域連携を充実させるとともに、モデル的に地域展開の導入を検討」していくと、これが基本方針となっております。

その地域連携につきましては、当然、外部人材を活用した形で進めていく中で、教員の負担軽減を当然図っていきます。もちろん、一部のモデル的に地域展開を導入するというのもございますので、そうした部分につきましては、やはり地域展開になっていくのかなと考えています。

その中で、今、現状、どのような部活をどのような方向性を持っていくかは、学校さんの考え方ですとか、生徒・保護者の考え、あるいは地域の受け皿となるところの考え方とかいろいろございますので、そちらについては今現時点でどの種目を、どの中学校ということではございませんけれども、将来的にはそういうところも含めて新たな協議会の中でも検討材料にして検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。そうですね、この後学校運営協議会の話もありますけれども、特色ある学校をつくっていくという中で、部活というのはひとつ中学校においては、特に重要なポイントかなと思いますので、その辺り、各学校でご検討いただいて、その受け皿として教育委員会が介在していくというのが重要かなと思われましたので、引き続きよろしく願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の6を終了します。

続きまして、報告事項等の7「葛飾区学校運営協議会の設置について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から報告事項等の7「葛飾区学校運営協議会の設置について」説明申し上げます。

まず、1「趣旨」でございます。学校運営協議会につきましては、平成16年6月の「地方教

育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により創設され、平成 29 年の法改正では設置が努力義務化されてございます。

一方、本区では、これまで学校評議員制度と学校地域応援団の設置に取り組んでおりまして、評議員制度の導入、学校地域応援団につきましては、令和元年に全ての区立学校に設置が完了したところでございます。

しかしながら、社会状況の変化などにより、子どもや学校環境が変化する中、これまで以上に学校と地域が協力連携する必要が高まったため、学校評議員制度から学校運営協議会の設置に切り替えるものでございます。

学校運営評議会は、保護者や地域住民がこれまで以上に学校運営に参画することで、持続可能な学校運営や社会総がかりで子どもたちの成長を支援する仕組みでございます。なお、学校運営協議会を設置した場合には、現在の学校評議員制度は解消という形になります。

2 「学校運営協議会の概要」でございますけれども、構成としては記載の 5 項目から各学校長が教育委員会に推薦することになります。エの教育並びに青少年及び幼児の育成に関し理解と識見を有している者の例としましては、青少年委員や民生児童委員、子ども会の役員の方、あるいはその経験者などを想定してございます。

2 ページ目をご覧ください。（2）「主な役割」は、記載のとおりでございます。（3）につきましては、現行の学校評議員との相違を記載してございます。任命・委嘱につきましては変わりませんが人数の上限を定めてございます。それは報酬にもございますけれども、学校評議員は無償でございましたが、学校運営協議会委員は特別非常勤公務員となりますので、月額報酬が定められることから上限を規定しているもので、現在、構成メンバーとして事務局で想定している自治町会等役員や保護者代表、地域コーディネーター、青少年委員、民生児童委員、あるいは地域の NPO 法人などの関係者を考慮し、15 名としたものでございまして、先行して実施している 23 区や他自治体も同程度となっております。

また、任期につきましては、同様に特別非常勤公務員である青少年委員が 2 年であること、学校評議員以上に学校運営に関わっていくことから、1 年ではなく 2 年としたものでございます。

報酬につきましては、令和 8 年度予算案に計上してございますので、予算の成立が前提となっております。

3 「今後のスケジュール」でございますが、本委員会報告後に明日の議会で報告をいたしまして、3 月の評議会委員会にて、今回報告した内容を基本とした学校運営評議会規則を付議しまして、了承を得ましたら 4 月 1 日からの設置に向けて、準備作業として松上小と新小岩中学校の運営協議会委員の人選や委嘱の手続を進めてまいります。

また、令和 9 年度及び 10 年度の設置予定校につきましては、記載のとおりでございます。学

校運営協議会は、令和13年度末までに全区立学校への設置を予定してございます。最後に、参考としまして、文部科学省発行の手引より抜粋した資料を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 ご報告ありがとうございます。こちらの報告書の冒頭書に書いてある趣旨ですね。地域の力を学校運営に生かして、「地域とともにある学校づくり」を推進するということ。そして、地域も当時者意識を持って参画するというのが非常に成功の鍵を握っているかなと思ひまして、私としてもこういったところをなるべく広げられるように協力したいと思ひております。

1点質問でして、今、ご報告いただきました既にやっている学校評議員制度がこの学校運営協議会に変わっていくという理解でおりますので、その認識であっているかということ、もう一点書いてあったのが学校地域応援団の仕組みですね。こちらというのは今後どうなっていくかというのを教えていただければと思ひます。

併せて、ほかにも青少年委員やPTAなど、教育に関わっている様々な団体がありますが、その辺りの今後の見立て等もあれば教えていただけるとありがたいです。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 まず、田中委員がおっしゃるように、運営協議会自体は学校評議員制度をより充実させていく、発展させていくという意味での運営協議会にシフトしていくというイメージで間違いございません。

また、学校地域応援団、これまでも学校に様々なご協力をいただいております。今後もその力は非常に重要だと思ひますので、我々教育委員会としましては、今ある学校地域応援団がこれまで以上に活性化するように、いろいろと側面的な支援も含めて検討を図っていかねばいけないのかなと思ひてございます。

同様に、青少年委員ですとか地域コーディネーター、そういった方々も学校と地域をつなぐかけ橋ということになってございますので、今後、運営協議会を設置した後は、その役割はさらに重要になってくると考えてございます。例えば研修とかも含めてそういった人材の育成ですとか、そういったことも今後必要になってくると思ひますので、必要な部分については実施してまいりたいと思ひてございます。

以上です。

○教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。私も課長がおっしゃったことと同感でして、それぞれ団体が考えを持って、進めていっていただきたいことがあると思ひます。そういったところが集

まって、よりよい教育をしていくというところが大事だと思いますので、地域応援団の話もよろしいかなと思いました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 まだ理解が進んでいないところがあるので、教えていただきたいのですが、本当にいろいろな方が集まって、学校の運営についてということで協議を持つということは魅力的だなと思うのですが、同じような会議が何個か学校主催で開かれているところとかもありますので、そこも少しスリム化していただかないと地域の人材にとってもきついところだと思います。認識としては、またもう一つ増えるのかというご質問も受けたりしますので、田中委員からも地域応援団の話が出ましたけれども、そこも全部含めてのという形の認識でいいのでしょうか。わくチャレでも運営協議会がありますので、そのところがまた1個増えるという認識だなというのが、地域の方からも聞こえてくるのですが、それはどうなのでしょう。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 もちろん学校や地域の方の考え方もあるかと思いますが、今、我々で考えているのは、運営協議会が設置された場合には、そうした学校とつながりのある団体さんの代表者に入っていただく。例えば、わくチャレの運営協議会の委員長ですとか、学校地域応援団と地域教育会議をやっている学校もございますけれども。そういったところの代表が入っていただいたことで、まずは運営協議会が学校の運営方針を決めますので、そこでしっかりやっていただくと。ただ一方で、それぞれの、例えばわくわくチャレンジ広場の委員会もそうですけれども、それぞれ役割がございますので、できればイメージとしては部会みたいな形で運営協議会からしてみれば、そういう部会もあってそこでちゃんと委員の皆様が話し合いますよというところはあるかと思いますが。当然、学校評議員制度は、今後変わっていくというか、なくなりますので、運営協議会自体の回数は、学校評議員さんと同じような回数なので、会議数がそれによって増えるという考えではございませんが、今、谷部委員がおっしゃるように、ある程度集約を図って、スリム化を図るというのも、この運営協議会をきっかけに検討はしていきたいと思っています。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の7を終了します。

以上で、本日予定していた議事は全て終了となりますけれども。そのほか、委員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員 ちょうどこれから年度替わりがあるので、年度が替わってからで構わないのです

が、もし可能ならば先ほど話題にもなった、教員の階層の問題で、主幹教諭、指導教諭、そして主任教諭、教諭というバランスというか、パーセンテージみたいなものが新年度になって、人事が動いた後、分かるとうれしいなと思います。

葛飾区内の状況と全都的な状況の比較が分かるとうれしいなと思うので、可能であれば教えていただきたいのですが。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 来年度の人事異動が確定した段階で、調べさせていただいて、開示できるところは開示させていただきたいと思っております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和8年教育委員会第3回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時06分